

## 全体最適の発想が重要となるIFRS対応

本年2月の金融庁“ロードマップ”を以って、わが国会計基準がIFRS導入へ大きく舵を切ることとなった。実務対応を懸念する向きもあるが、先行導入された欧州からのインプリケーションは「全体最適・長期的視点の重要性」という至極当たり前の視点である。

わが国上場企業に対する会計基準が変わる。欧州(EU<sup>1)</sup>)にて先んじて導入されたIFRS (International Financial Reporting Standards、国際会計基準)が、早ければ2015年にもわが国上場企業の連結財務諸表に適用されることになりそうだ。

IFRSは、原則主義等そもそものアプローチがわが国会計基準と異なる。このため、対応に際しての事務負担を懸念する向きも少なくない。

適用対象となる上場金融機関はどういった心構えでIFRSに臨めばよいのか。本稿では、わが国の方向性を整理の後、①金融機関の足元の取り組みと想定される課題、及び②先行導入された欧州からのインプリケーションについて述べたい。

### 当局のスタンスはコンバージェンスからアダプションへ加速

IFRSは、世界に先んじて欧州で2005年に導入された会計基準であり、同等の基準を採る国・対応を目指す国は合算すれば、現在100ヶ国以上にも及ぶ。

日本は従来、国際会計団体IASBとの合意に基づき、自国の会計基準は残しつつ、段階的にIFRSと同等の基準を目指すコンバージェンス(収斂)というアプローチを続けていた。しかし、2008年秋の米国の方針転換<sup>2)</sup>を意識するかのようになり、本年、わが国金融庁は連結については従来の自国基準を取りやめ、IFRSをそのまま取り入れるアダプション(適用)へ舵を切る姿勢を表明した。

その証左となったのが、本年2月の「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)(案)」なる文書である。そこでは、将来のIFRS適用、すなわちアダプションを想定した“ロードマップ”が描かれて

おり、①わが国上場企業の連結財務諸表を対象に、②2010年3月期に任意適用を開始、③2012年に強制適用の可否・その後のステップを見極めた上で、④適用と判断した場合、2015年もしくは2016年にも強制適用を開始、の4つがその骨子となっている。

わが国では、目先で見ても、2010年3月期からの工事進行基準の適用・預貸金を含む金融商品時価開示の開始、2011年3月期からのセグメント情報の開示方式変更<sup>3)</sup>等、会計基準の改訂が既に予定されている。これはIFRSとの関係で整理すると、過去に定められたコンバージェンスの一環と位置付けられる。

### IFRSに対するわが国金融機関の取り組みと想定される2つの課題

IFRSは、解釈・開示の濃淡等は細則に依らず自身で判断する原則主義や、B/Sを主と考えP/Lはそれに従うとするバランス・シートアプローチ、公正価値重視等、そもそもの会計思想が日本基準と異なる。また、2015年からの適用に対応するには、IFRS規則上、遡って2年分の財務諸表をIFRSにて作成しておく必要がある。このため、逆算すると2012~2013年までに実務対応・体制整備を終える必要がある。対応する主計等関連セクションの作業・危機感は相当のものといってよいだろう。

実際、大手金融機関に対し、IFRSに対する取り組みや対応方針につきヒアリングを行ったところ、着々と取り組みを進める様子が伺えた。具体的には、グループ主計関係者を一同に集めた勉強会を始めたところもあれば、数年先を見通し、システム対応・導入に向け更に具体的な検討を始めたところもあった。

NOTE

- 1) 厳密にはEU（現在27ヶ国）であるが、本稿では、欧州と記す。
- 2) 米国ではSECより、「IFRSによる財務諸表申請も受理する」旨が昨年11月に公表された。米国でのIFRS任意適用は2009年、適用如何の判断は2011年、強制適用は2014年と、IFRS導入に向けたマイルストーンはちょうど日本に1年先行する形となっている。
- 3) 具体的には、開示するセグメント情報を、企業の経営判断に用いられるものと一致させようとするもの。IFRSにおいては「マネジメント・アプローチ」と呼ばれる。これにより、財務会計・管理会計の一致・連携が求められると指摘する声がある。
- 4) IFRSでは、企業のフローの業績を示す財務諸表は「包括利益計算書」、ストックの状態を示す財務諸表は「財政状態計算書」と呼ぶ。
- 5) 更に2009年7月14日に公開された草案「金融商品：分類及び測定」では、「[その他の包括利益]を通して、公正価値を反映させる」と当初定めた金融商品については、売却損益を純利益としても計上できない旨、提案されている。

ヒアリングから得たコメントより、IFRS対応に際しての課題を整理すると、①レポーティング作業の効率化、及び②公正価値・時価情報を踏まえた損益管理・経営管理の徹底の2つに大きく集約される。①は、細則のない原則主義により開示内容やその濃淡等を自ら考える必要があることや、連結財務諸表はIFRS、個別財務諸表は従来の日本基準と二重に財務諸表を作成する事務負担等を指す。ただしこれは、金融機関に限らず、上場企業であれば業種を問わず対応すべき課題である。

金融機関にとってインパクトが大きいのは、時価開示の拡充、公正価値評価対象の拡大に起因する上記②の方であろう。例えば、保有有価証券の評価損益は従来、自己資本の増減によりB/S内でもっぱら処理されていたが、IFRS導入後は、「その他の包括利益」としてP/Lで可視化されることになる<sup>4)</sup>。そのため、期末に向けた益出し等「決算対策」のオペレーションが最早無実化する可能性があるのだ<sup>5)</sup>。また、執筆時点では公式決定はなされていないが、保有する非上場株式についても公正価値評価が求められたり、貸出金の評価に際し、過去の実績だけでなく、今後の予想損失等将来の見通しの反映が求められる可能性も急浮上している。

「全体最適の発想が何より大事」という欧州の教訓

IFRS導入となれば、損益変動の低減や、それに向けた主計セクションとリスク管理セクションの連携・コミュニケーション強化等の経営管理高度化を目指す機運が、金融機関において大いに高まるであろう。しかし、企業活動の前提となる会計基準の変更は、現場の実務対応において多大な負担を強いる。公正価値評価1つ取っ

ても、新たに適用対象となる資産の評価手法決定、経理を始めとする各種規定の整備・改訂、リスク管理等他業務とのプロセス整合性検証、現行システムの変更・拡張等、検討事項は枚挙に暇がない。

業務へのインパクト・対応負担から、IFRSを「黒船襲来」、「J-SOX以上」などと称する向きもある。適用対象となる企業が持つべき心構えとはいかなるものか。先行導入された欧州の経験を紐解くと、その教訓は、「目先の対応に終始するのではなく、全体最適を踏まえた長期的な視点が何より大事」という至極当たり前の視点である。

リソースの乏しい中小金融機関では、ややもすると目先の対応に追われがちになる。しかし、欧州では、最初の課題となるレポーティングのみに執心し、事後的にパッチワーク的な対応を進めた結果、関連業務・各種システムとの連携等全体最適・長期的視点から対応を行った金融機関と比べ、システム導入に要した期間が2倍となり、対応コストも嵩んだ金融機関もあった。

会計基準は市場インフラとも言え、その改変により、わが国企業の事業戦略・投資家行動にも大いに変化が見られるだろう。来年3月期の預貸金時価開示等足元の対応も確かに急がれるが、IFRS、そしてIFRS後を眺み、全体最適・長期的な視点から、着実な対応・経営施策検討を行っていくことが何より重要なのではなからうか。

Writer's Profile



池田 雅史 Masashi Ikeda  
 金融ITイノベーション研究部  
 主任研究員  
 専門は金融機関動向調査  
 focus@nri.co.jp